

## 別表 1—1 (ワンストップ相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (水戸市)

創業支援等事業の目標
<p>水戸市における産業構造を見ると、商業・サービス業を中心とする第3次産業に特化した産業特性を有しており、産業別就業者人口の構成比で約74%を占めている。</p> <p>しかしながら、社会経済情勢の大きな変化から、既存の小売商業を取り巻く環境は厳しいものとなっている。</p> <p>今後、社会経済情勢の変化を的確に捉え、本市産業をより一層進展させていくためには、水戸市の商業を担っていく起業家や経営者の育成に取り組んでいく必要がある。</p> <p>まず、市役所内に創業相談窓口を設置した。これまでも、創業希望者から年間約30件の相談を受けていたが、体制等を強化することにより、年間約50件の相談件数を目標とする。</p> <p>さらに、これまでの創業実績については、相談件数の概ね1割(3人)であったが、創業支援等事業者との連携を図ることにより、年間相談件数の2割(10人)の創業者創出を目標とする。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>&lt;窓口の業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市役所内に創業支援のワンストップ窓口を設置し、各関係機関と連携し、創業時の課題に対応する。窓口には、水戸市商工課の職員2名を配置し、平日8時30分から17時15分まで相談対応を行う。</li><li>・水戸市窓口では、国、県、市の支援施策一覧及び市内で創業支援を行っている支援機関についてまとめ、紹介できるようにする。</li><li>・相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援内容により、各連携機関と水戸市窓口とが連携して支援を行う。</li><li>・市ホームページに、創業支援に関するページを立ち上げ、支援機関一覧、施策一覧を掲載する。</li></ul> <p>・創業に必要となる要素別の各連携機関の役割は以下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ターゲット市場の見つけ方</li><li>○売れる商品・サービスの作り方</li><li>○適正な価格の設定と効果的な販売方法について</li><li>○起業手続きの円滑な進め方</li></ul> <p>これら4つの要素については、上記ビジネスモデルの構築の仕方でも記載した創業セミナーにおいて、カリキュラムに組み込み、その要素を受講者に学ばせるものとする。</p> <p>さらに、水戸商工会議所、水戸市商業・駐車場公社、茨城県中小企業診断士協会、茨城県信用保証協会、各金融機関の窓口において継続的に相談に応じ、課題解決のための支援を行う。各窓口においては、水戸市で一元管理する名簿等の活用により、それぞれの強みを活かした相談ができるよう、連携機関の紹介を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ビジネスモデルの構築の仕方</li></ul> <p>水戸商工会議所、水戸市商業・駐車場公社、茨城県中小企業診断士協会、日本政策金融公庫は、それぞれ創業支援セミナーを開催し、会計、財務、人材育成、販路開拓、融資・補助金等の資金調達方法、ビジネスモデルの構築に向けた講座を行う。</p> <p>また、中心市街地等の商店街の空き店舗での開業について、水戸市が補助を行い、採算のとれるビジネスモデルの構築を支援する。</p> <p>加えて、水戸信用金庫がインキュベーション施設を運営する。オフィスの賃料を周辺相</p>

場よりも低く設定するとともに、インキュベーションマネージャーのフォローアップを行うなど、創業者のビジネス環境を整える取組を実施する。

#### ○資金調達

地域金融機関（常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、日本政策金融公庫水戸支店）は、資金調達アドバイスや事業資金の融資により、茨城県信用保証協会は債務保証により、それぞれ金融支援を行う。

また、事業開始後3か月が経過した創業者については、水戸市が制度融資や利子補給、保証料補助を行う。

水戸商工会議所、水戸市常澄商工会、水戸市内原商工会、水戸市商業・駐車場公社は、資金調達のアドバイスを行うとともに、金融機関との連携、補助金申請支援等行う。

#### ○事業計画書の作成

水戸商工会議所、水戸市常澄商工会、水戸市内原商工会、水戸市商業・駐車場公社、茨城県中小企業診断士協会、各金融機関が助言、策定支援を行う。

#### ○許認可、手続き

水戸市担当課及び各創業支援等事業者において、創業手続・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡等を行う。

#### ○コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

各創業支援等事業者が連携するほか、必要に応じ専門家の派遣を実施するなど、継続的に創業後の事業展開や新分野への進出可能性等についてアドバイスを行う。

#### <創業支援機関との連携>

各創業支援機関が支援を行った創業希望者等の情報については、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、市が情報集約・一元化を図り、事業進捗状況に合わせ適切な関係機関への誘導を図り、創業実現、事業が軌道に乗るまで支援できるようにする。

また、よろず支援拠点に指定されている（公財）茨城県中小企業振興公社においても相談窓口が設置され、コーディネーターが配置されていることから、創業希望者の課題に応じ適宜連携を行う。

#### <特定創業支援等事業について>

水戸市及び水戸市が連携している創業支援機関において、1回1～2時間程度を1月以上にわたり4回以上のセミナー又は相談を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の（以下、「4つの知識」）を全て習得した者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、市が証明書を発行する。

#### <各事業の共通事項について>

本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を市が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査等により、常に体制を改善していくこととする。特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無等を電話又はメール等により確認することとする。

創業後についても、各機関と連携して適切な継続支援を行う。成功事例については、市ホームページや各機関の機関紙などにより広くPRを行う。

公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

水戸市担当課に、担当者2名を配置し、関係機関と連携したワンストップ窓口を設置する。また、各機関とも連携し、窓口設置のリーフレットを作り、各機関の窓口それぞれ配架し、創業希望者の目に幅広く届くようにする。加えて、水戸市広報紙においても、窓口設置を広くPRしていく。

また、ホームページも開設し、ネット上でも施策を紹介する。

各連携機関が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、市が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、関係機関と共有を図る。

関係機関との連携を密にするため、定期的に関係機関担当者の連絡会を開催し、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成26年7月1日～平成34年3月31日

変更箇所については平成30年8月31日～平成34年3月31日

**別表 1—2（空き店舗対策事業）【既存】**

市町村が実施する創業支援等事業（水戸市）

創業支援等事業の目標
<p>本市の中心市街地は、商業小売サービス業が集積しているが、近年、空き店舗が増加傾向にあり、活力の低下に影響を及ぼしている。こうした中、創業・新規開業をしようとする人材を支援することで、空き店舗の活用、ひいては地域経済の発展、活性化に寄与するものと考えているところである。</p> <p>そこで、空き店舗に出店・創業に際し、改装費への補助を行うことで、空き店舗の活用、創業促進を図る。</p> <p>過去3年間の補助金活用の相談件数の平均が概ね15件であったが、制度の拡充及び周知の強化を図ることで、10件増の年間25件の相談件数を目標とする。</p> <p>また、同補助金を活用し創業を行うものは過去3年間の実績が年間1～3件であったが、制度の拡充等により年間5件の創業実現を目標とする（水戸市第6次総合計画においても、年間5件の新規出店（創業）を目標としている）。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 「空き店舗対策事業の実施」（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・創業者が空き店舗へ出店する際の改装費に対し、補助金を交付する（補助率2分の1、店舗面積30㎡未満については上限額50万円、店舗面積30㎡以上500㎡未満については上限額100万円）。</li><li>・創業支援とあわせ、まちなかの賑わい創出・商店街活性化を図る目的から、対象事業としては、店舗の1階部分を使用すること、来店する者に対する営業を行うものであること、営業時間については12時以前の開店、17時以降の閉店とすることなどを条件とする。</li><li>・対象地区については、中心市街地等とする。</li><li>・公序良俗に反し、又は違法な行為を伴うものは事業対象外とする。</li></ul> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市商業・駐車場公社が実施する創業支援塾をはじめとした創業セミナーの受講者など、創業に意欲のある者に対象を絞り制度の周知を行うことで、より効果的に制度の活用を促進する。</li><li>・その他、広く創業希望者に向け、制度周知の強化を図るため、従来から行ってきた市広報紙の活用のほか、市内不動産業者との連携したPR活動を行う。</li><li>・市商業・駐車場公社が運営している「コワーキングスペース水戸」（中小企業診断士の資格を持つコーディネーターを配置）と連携を行いながら、創業、経営相談等を実施し、創業前から創業後までトータル的なフォローアップを行うことで、長期的に事業が継続できる支援体制を構築する。</li><li>・金融機関や信用保証協会と連携し、運転資金や設備資金など、資金繰りの面での制度紹介や相談等を実施する。</li><li>・当事業を活用し創業（出店）した者に対しては、年に1回以上、中小企業診断士協会等と連携し、経営状況のフォローアップを実施する。</li></ul>
計画期間
平成26年7月1日～平成34年3月31日 変更箇所については平成30年8月31日～平成34年3月31日

### 別表 1-3 (中心市街地店舗, 事務所等開設促進事業)【既存】

市町村が実施する創業支援事業 (水戸市)

創業支援事業の目標
<p>近年, 本市の中心市街地では, 大型商業施設等の撤退や空き店舗の増加等により商業集積としての機能が低下している状況にある。こうした状況の中で, 新たに店舗や事務所等の開設を検討している創業者を支援し, 中心市街地へ多様な商業施設を呼び込み, また, 新たな雇用を生み出すことで商業・業務機能の集積及びまちなかの活性化を促進する必要がある。</p> <p>そこで, 中心市街地への店舗等の開設に際し, 償却資産取得費及び改装費への補助を行い, 中心市街地への商業・業務機能の集積及び雇用の拡大を図る。</p> <p>過去3年間の補助金活用の相談件数の平均が概ね10件、創業者数は3件であることから、今後さらなる制度の周知を図ることで、支援対象者数を年間20件とし、創業者数は6件を目標とする。</p>
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容 「中心市街地店舗, 事務所等開設促進事業の実施」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・創業者が中心市街地へ店舗等を開設する際の償却資産取得費及び改装費に対し, 補助金を交付する (補助率3分の1)。</li><li>・対象地区については, 水戸市中心市街地活性化基本計画の計画区域である都市中枢ゾーンとする。</li><li>・対象事業の用に供する店舗面積が100㎡以上とする。</li><li>・水戸市に住所を有する者を1人以上雇用する (社会保険被保険者に限る)。</li><li>・補助額は店舗面積の区分に応じて上限額を設定する (100㎡以上200㎡未満については上限額200万円, 200㎡以上300㎡未満については上限額300万円, 300㎡以上400㎡未満については上限額400万円, 400㎡以上については上限額500万円)。</li><li>・新たに市民を3人以上雇用した場合は, 補助額に100万円を加算する。</li><li>・公序良俗に反し, 又は違法な行為を伴うものは事業対象外とする。</li></ul> <p>(2) 創業支援事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・広く創業希望者に向け制度周知の強化を図るため, 市広報紙の活用のほか, 市内不動産業者等との連携したPR活動を行う。</li><li>・金融機関や信用保証協会と連携し, 運転資金や設備資金など, 資金繰りの面での制度紹介や相談等を実施する。</li></ul>
計画期間
<p>平成26年7月1日～平成34年3月31日 変更箇所については平成30年8月31日～平成34年3月31日</p>

**別表 2—1（創業セミナー）【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（一般財団法人水戸市商業・駐車場公社）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般財団法人水戸市商業・駐車場公社 (2) 住所 水戸市赤塚1-1 ミオス1F (3) 代表者の氏名 理事長 小林 夏海 (4) 連絡先 担当：小田木 TEL：029-257-6656
創業支援等事業の目標
水戸市内で創業を希望している方を対象に開催する。ここ数年の受講者数が20～30人程度であったことから、年間30人の受講者数を目標とする。また、これまで受講者数のうち1年以内に創業を行うものは、1割程度であったことから、これと同程度となる1割（3人）の創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ＜創業セミナー＞ 創業希望者を対象とし、年1コース開催。全16コマ（1コマ2時間）程度の連続したセミナーを開催する。開催期間は1月～3月の概ね3か月を予定。 <ul style="list-style-type: none"><li>・会社設立、事業立ち上げに関わる許認可（経営、財務等）</li><li>・労務管理、税金の基礎知識（経営、財務等）</li><li>・資金調達（経営、財務等）</li><li>・経営戦略（経営、財務、人材育成、販売方法等）</li><li>・ホームページの作り方（経営、販売方法等）</li><li>・企業家の体験談（経営、財務、人材育成、販売方法等）</li></ul> 等、基礎から実務までを内容としたカリキュラムについて、中小企業診断士、行政書士、社会保険労務士、税理士、金融機関職員、民間事業者等を講師に招き、講義を行う。 全体の8割以上の講義に出席をし、4つの知識を習得した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とし、その後の創業状況についての聞き取り調査を実施するなど、フォローアップを行う。  (2) 創業支援等事業の実施方法 上記事業の運営に当たっては、水戸市や水戸商工会議所と連携し広報等PRを行う。 特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、水戸市に提出する。 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成26年7月1日～平成34年3月31日 変更箇所については平成30年8月31日～平成34年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第2回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-2 (ワンストップ相談窓口) 【既存】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (一般財団法人水戸市商業・駐車場公社)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般財団法人水戸市商業・駐車場公社
(2) 住所 水戸市赤塚1-1 ミオス1F
(3) 代表者の氏名 理事長 小林 夏海
(4) 連絡先 担当: 小田木 TEL: 029-257-6656
創業支援等事業の目標
相談窓口、創業相談、経営相談合わせて、昨年度5件程度だったものを、周知等の強化を図ることにより、年間延べ30件程度に増加することを目標とし、創業相談については、関係機関との連携推進等により、うち1割(3件)の1年以内の創業を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <相談窓口> 個別相談窓口を設置し、週1回以上(9時30分から17時30分)コンサルタント(中小企業診断士等)による、創業や経営相談等を実施するとともに、創業後においても経営に係るアドバイス等を行うことで、長期的に事業が継続できる支援体制を構築する。
(2) 創業支援等事業の実施方法 上記事業の運営に当たっては、水戸市や水戸商工会議所と連携し広報等PRを行う。
計画期間
平成26年7月1日~平成34年3月31日 変更箇所については平成30年8月31日~平成34年3月31日

**別表 2-3 (コワーキングスペース)【既存】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (事業者名：一般財団法人水戸市商業・駐車場公社)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般財団法人水戸市商業・駐車場公社
(2) 住所 水戸市赤塚1-1 ミオス1階
(3) 代表者の氏名 理事長 小林 夏海
(4) 連絡先 担当：小田木 TEL：029-257-6656
創業支援等事業の目標
水戸市が設置したインキュベーション施設「コワーキングスペース水戸」では、昨年度延べ12名が会員登録をしている。今後は、水戸市や関係機関と連携して創業支援の強化を図り、延べ会員登録者を20名程度へ増加し、うち1割程度(3人)の創業の実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <コワーキングスペース> ・水戸市が設置したインキュベーション施設「コワーキングスペース水戸」を運営し、公社職員によって、3Dプリンターやインターネット環境を用意した共有オフィスとして、創業しやすい環境提供の支援を行う。「コワーキングスペース水戸」は、創業支援以外にもイベントカレンダーの発行等、地域の活性化策に取り組んでおり、地域に密着した創業支援を行う。 ・登録会員の他に1日及び半日単位の利用等、利用しやすい料金制度を設定し、創業への取り組みを促進する。 ・創業に関する各種セミナーを定期的で開催し、創業に関する知識やノウハウを提供する。 ・創業に関して、専門員によるアドバイスを受けることができる窓口を設置する。 ・創業後についても、事業進捗状況をフォローし、各機関から必要なサポートを受けられるようにする。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・コワーキングスペースにおいて、各関係機関と連携して各種セミナーを開催する。 ・水戸市や創業支援等事業者と連携を図りながらHPや市広報紙を活用して、広報活動を行う。
計画期間
平成29年5月19日 ~ 平成34年3月31日 変更箇所については平成30年8月31日~平成34年3月31日



**別表 2-4 (創業セミナー) 【拡充・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (水戸商工会議所)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 水戸商工会議所 (2) 住所 茨城県水戸市桜川2丁目2番35号 茨城県産業会館3F (3) 代表者の氏名 会頭 大久保 博之 (4) 連絡先 担当：谷川 電話：029-224-3315
創業支援等事業の目標
過去2年の参加者は10名程度であるが、周知等の強化により、参加者15名以上を目標とする。また、これまでの参加者のうち創業の意思を持つ者は概ね5割程度であり、受講後の創業へ向けたフォロー等を行うことにより、参加者の2割(3名以上)(創業の意思を持つ者の概ね半数)について1年以内の創業を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <創業支援セミナー> 【拡充・特定創業支援等事業】 ・8月～9月にかけて創業セミナー(5回程度)の実施。 第1回テーマ 創業に関わる基礎知識【人材育成】 第2回テーマ 販路開拓の手法や販売力の強化【販路開拓】 第3回テーマ 創業後の自社の財務分析方法【財務】 第4回テーマ 経営計画作成【経営】 第5回テーマ 創業支援機関の紹介、起業家の講話、交流会 上記テーマでセミナーを開催し、金融機関とも連携して実効性の高い支援を行う。第5回では、金融機関等の支援策を知る機会を設けるとともに、先輩起業家との交流会を行うことで、創業への向けたより具体的な段階を踏む場を用意する。セミナーを1ヶ月以上にわたり、4回受講し経営、財務、販路開拓、人材育成のすべて知識が身についた者については、については、特定創業支援等事業を受けた者とし、創業後も巡回等も含め事業計画に沿ったフォローアップを行う。計画から乖離した場合は、専門家(中小企業診断士)と連携し、継続支援を行う。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・創業セミナーは県の補助金を活用し、会場設置、講師確保、参加者への周知、諸準備等を行う。 ・市の広報紙やHPも活用するなど、市と連携した広報活動を行う。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、事業終了後速やかに水戸市に提出する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成26年7月1日～平成34年3月31日 変更箇所については平成30年8月31日～平成34年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第2回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-5 (無料相談) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (一般社団法人茨城県中小企業診断士協会)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 一般社団法人 茨城県中小企業診断士協会</p> <p>(2) 住所 茨城県石岡市国府 1-2-5</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 川又 昭宏</p> <p>(4) 連絡先 TEL: 0299-56-4301</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営・創業無料相談会: 年間相談 60 人、うち 1 割 (6 人) について 1 年以内の創業実現を目指す。</li> <li>・ 以前実施した経営・創業無料相談会は、年間 51 人の参加であったが、今年は原則日曜日に開催し、相談者数の 2 割増加を目指す。以前実績は創業者が 1 割未満であったが、相談会のみに対応から、今後は必要に応じて専門家を派遣しフォローする等の継続的支援へ改めることにより、相談者の 1 割 (6 人) の創業実現を目指す。</li> </ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年 12~24 回程度 (月 1~2 回×12 か月)、交替で 1 回 1~2 名ずつ、中小企業診断士が無料の相談に応ずる。</li> <li>・ 県立図書館等にて月 1~2 回、日曜日の 10:00~16:20 または 13:00~16:20、相談者 1 人につき 1 時間ずつ対応する。</li> <li>・ 希望者には、必要に応じ、専門家を派遣してアドバイスするなどの支援を行う。</li> <li>・ その後も進捗状況をフォローする等、レベルに応じ、実践に向けた支援を継続する。</li> <li>・ その間、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識・ノウハウを提供して習得させる。</li> <li>・ 相談会に回数として 4 回以上、期間として 2 か月以上継続して参加し、4 つの知識を習得した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</li> </ul> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立図書館等と当協会が毎年契約し、会場を無償で提供してもらい実施する。加えて、市の広報紙及びHP等を活用し、事業の周知を行う。</li> <li>・ 半~1 年ごとに担当者を募集・決定し、中小企業診断士を派遣する。</li> <li>・ 相談者は、県立図書館等に必要事項記入の申込票を提出し、相談日時の調整を受ける。</li> <li>・ 相談者やその内容等については、県立図書館等から当協会を通じて担当者に連絡する。</li> <li>・ 相談時に、継続的な支援の希望を確認し、必要に応じて専門家派遣等へと進む。</li> <li>・ 月 1 回の当協会 創業研究会において、相談の事例・内容、専門家派遣・フォローなどの継続的な支援状況、目標達成度等について把握・確認しつつ、スキルの向上に努める。</li> <li>・ 特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、支援内容、支援日等を記載した名簿を作成し、事業終了後直ちに水戸市へ提出する。</li> <li>・ 名簿の管理については、個人情報保護法、及び中小企業診断士の倫理規定を遵守する。</li> </ul>
計画期間
<p>平成 26 年 7 月 1 日~平成 34 年 3 月 31 日</p> <p>変更箇所については平成 30 年 8 月 31 日~平成 34 年 3 月 31 日</p> <p>※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第 2 回認定日以降の申請が対象となる。</p>

**別表 2—6（創業セミナー）【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（一般社団法人茨城県中小企業診断士協会）

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 一般社団法人 茨城県中小企業診断士協会</p> <p>(2) 住所 茨城県石岡市国府 1 - 2 - 5</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 川又 昭宏</p> <p>(4) 連絡先 TEL : 0 2 9 9 - 5 6 - 4 3 0 1</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創業・起業セミナー：年間受講 80 人、うち 1 割（8 人）について 1 年以内の創業実現を目指す。</li> <li>・ 以前実施した創業・起業セミナーは 2 回で、1 回目 23 人、2 回目 20 人の参加であったが、今後は 5 回以上実施し、そのうち 4 回を必須とすることにより、受講者数の倍増を目指す。以前の実績は創業者が 1 割程度であったので、同等程度となる 1 割（8 人）の創業実現を目指す。</li> </ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月に 1 回～ 5 回程度（各 1 時間半～ 6 時間、各 1～ 3 コマ）、専門家の講義や起業家の体験談等の無料及び一部有料（テキスト代等）セミナーを県立図書館等で実施する。</li> <li>・ 1 回約 2～ 6 時間、講師は金融機関、創業経験者、中小企業診断士等で行う。</li> <li>・ 会場は、県立図書館のほか、各図書館・創業店舗・支援機関等、近隣市外も含めて開催可能とする。</li> <li>・ 希望者には、必要に応じ、見学会、交流会等を通じた支援・フォロー等を実施する。</li> <li>・ 講義内容は以下のテーマで実施する。 ①経営 ②財務 ③人材の雇用・育成 ④販路開拓 ⑤創業の心構え・手順等 ⑥事業の戦略・計画 ⑦融資・補助金 ⑧創業者の体験談 ⑨様々な支援策 ⑩知的財産の活用等</li> <li>・ 上記①～④の講座を全て受講し、全体の 8 割程度以上（5 回程度中 4 回以上）出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</li> </ul> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立図書館等にも共催していただき、会場を無償で提供してもらい実施する。加えて、市の広報紙及びHP等を活用し、事業の周知を行う。</li> <li>・ 講師は内容により依頼し、金融機関は日本政策金融公庫や水戸信用公庫等を予定する。</li> <li>・ 会場準備やPR等の事務手続き、カリキュラム策定、専門家確保等は当協会主体で行う。</li> <li>・ 受講者の申込は当協会にて受け、セミナー当日の受付・出欠等も責任を持って確認する。</li> <li>・ 希望があれば、必要に応じて、個別の相談や専門家の派遣等にも応じる。</li> <li>・ 月 1 回の当協会 創業研究会において、計画の遂行状況、セミナー前の準備・手配、セミナー後の成果・反省、目標達成度等について把握・確認しつつ、内容の向上に努める。</li> <li>・ 特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、支援内容、支援日等を記載した名簿を作成し、事業終了後直ちに水戸市へ提出する。</li> <li>・ 名簿の管理については、個人情報保護法、及び中小企業診断士の倫理規定を遵守する。</li> </ul>
計画期間

平成26年7月1日～平成34年3月31日

変更箇所については平成30年8月31日～平成34年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第2回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2—7（専門家派遣）【既存】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（一般社団法人茨城県中小企業診断士協会）

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 一般社団法人 茨城県中小企業診断士協会</p> <p>(2) 住所 茨城県石岡市国府 1-2-5</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 川又 昭宏</p> <p>(4) 連絡先 TEL : 0299-56-4301</p>
創業支援等事業の目標
<p>① 茨城県信用保証協会の創業支援への派遣：年間6件派遣し、うち4人の創業実現を目指す。 以前は後半から2件支援し、いずれも順調である。今後は、引き続き、年間を通して実施することから、支援件数の3倍増加を目指し、創業実現件数の倍増を目指す。</p> <p>② その他、講師や専門家派遣等：年間10件派遣し、うち5人の創業実現を目指す。 以前も実績はあるものの、特に件数は把握していなかった。今後は、創業支援件数を意識的に確認し、月1件に近い支援を行い、そのうちの半分は創業実現を目指す。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>①茨城県信用保証協会からの依頼を受け、中小企業診断士を派遣し、創業に向けてのアドバイス等の支援を行う。 1件について3回程度、1～2名ずつで担当する。必要に応じてフォローアップも3回程度行う。</p> <p>③ 頼に応じて、セミナー講師や専門家等を派遣し支援する。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>①茨城県信用保証協会を通して創業者からの依頼を受け、派遣先での助言等支援を行う。</p> <p>②希望があれば、必要に応じて、各セミナー等の講師や専門家の派遣等に応じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の広報紙やHPも活用するなど、市と連携した広報活動を行う。</li> <li>・月1回の当協会 創業研究会において、各派遣の遂行状況、フォローアップ等の継続的な支援状況、目標達成度等について把握・確認しつつ、内容やスキルの向上に努める。</li> <li>・これらが各特定創業支援等事業の資格と関連する場合、氏名、住所、連絡先、支援内容、支援日等の記録を作成し、各事業者に提出して要件を満たしているかの確認を受ける。</li> <li>・名簿の管理については、個人情報保護法、及び中小企業診断士の倫理規定を遵守する。</li> </ul>
計画期間
<p>平成26年7月1日～平成34年3月31日 変更箇所については平成30年8月31日～平成34年3月31日</p>

**別表 2—8（相談窓口）【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（茨城県信用保証協会）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 茨城県信用保証協会 (2) 住所 茨城県水戸市桜川 2-2-35 (3) 代表者の氏名 横山 仁一 (4) 連絡先 担当：坂本 TEL：029-224-7865
創業支援等事業の目標
国の創業者支援に呼応するとともに、保証利用企業の増加・県内経済の活性化を図るため、創業者支援を行う。創業支援対象者数については、昨年度までの実績が26件であることから、年間35件を目標とする。また、創業者数については、昨年度の実績が年間26件であることから、年間30件を目標とする。 ※なお、窓口相談業務については月あたり20日程度実施。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ① 相談窓口事業 創業計画段階からの相談・支援実施。月あたり20日程度、年間を通じて行い（12か月）、必要に応じて外部専門家を派遣するなど、相談者のレベルに応じた支援を行う。相談窓口を4回以上、期間として1か月以上継続して利用し、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を習得した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とし、その後の進捗状況をフォローし、アドバイスする。 ② 創業者向け保証制度を活用した債務保証 ③ アフターフォロー 創業後についても内容に応じ、相談・専門家派遣を行うなど、定期的にフォローアップを実施する。 ④ セミナー等への講師派遣 創業セミナー、相談会等へ協会の相談員（含む中小企業診断士）を派遣する。  (2) 創業支援等事業の実施方法 ・ホームページ等を活用し、事業の周知を行う。 ・創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮し、水戸市及び他の創業支援機関から情報提供を受けるなど、定期的に連携を図りながら事業を推進する。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、支援内容、支援日等を記載した名簿を作成し、事業終了後直ちに水戸市へ提出する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成26年7月1日～平成34年3月31日 変更箇所については平成30年8月31日～平成34年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第2回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2—9 (インキュベーション施設) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (水戸信用金庫)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 水戸信用金庫</p> <p>(2) 住所 茨城県水戸市城南 2-2-21</p> <p>(3) 代表者の氏名 塙 由博</p> <p>(4) 連絡先 担当者：水戸信用金庫地域活性支援部営業統括部 地域活性室 川村 TEL：029-222-3315</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度、当金庫の水戸市内店舗では、年間16件の創業に関する相談があり、実際に創業したのは3件であった。今後、個別相談等の対応を強化し、今年度は、創業個別相談目標を年間50件として他支援機関との連携を強化して取り組む。インキュベーション施設を活用して年間10件の創業者を支援し、水戸市での創業の実現を目指す。具体的な活用としては、10区画程度の貸室を設け、創業予定者及び創業後3年以内の事業者を入居対象者とする。入居期間は、最長3年以内とする。</li> <li>・ 目標の達成度については、創業に関する個別相談受付簿、インキュベーション入居者数等により把握する。</li> </ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 インキュベーション施設【既存・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水戸信用金庫が水戸市内に所有するスペースで、インキュベーション施設を運営し、当金庫職員 (インキュベーションマネージャー) による支援を行う。</li> <li>・ インキュベーション施設の賃料は、周辺相場よりも低く設定し、創業しやすい環境を整える。</li> <li>・ インキュベーション施設入居期間が4か月を超え、少なくとも月1回程度、4回以上インキュベーションマネージャーとの面談を行うとともに、入居者のレベルに応じて、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定支援事業」とする。インキュベーション施設退去後についても、事業進捗状況をフォローし、必要に応じ、経営に係るアドバイス等を実施する。</li> <li>・ 茨城大学への創業講座を実施する。寄付講座を平成30年4月～7月の期間に計15回実施し、現在・将来、起業したいと考えている学生や行政機関や金融機関などでの起業・創業を支援する仕事に興味がある学生にも役立つ内容とする。</li> </ul> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インキュベーションマネージャーは、中小企業支援の経験豊富な当金庫職員を週2日派遣し、入居者と少なくとも月1回相談を行う。</li> <li>・ 市の広報紙やHPも活用するなど、市と連携した広報活動を行う。</li> <li>・ 特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、直ちに水戸市に提出する。</li> <li>・ 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。</li> </ul>
計画期間
<p>平成26年7月1日～平成34年3月31日 変更箇所については平成30年8月31日～平成34年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第2回認定日以降の申請が対象となる。</p>

**別表 2—10（創業セミナー）【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（日本政策金融公庫 水戸支店）

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 株式会社日本政策金融公庫</p> <p>(2) 住所 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町ファイナンシャルシティノースタワー</p> <p>(3) 代表者の氏名 総裁 田中 一穂</p> <p>(4) 連絡先 日本政策金融公庫 水戸支店 国民生活事業 担当者：融資第二課長 大友 TEL：029-221-7137</p>
創業支援等事業の目標
<p>セミナーを通じて創業計画策定の支援を実施し、収益が見込める場合は、各機関と連携し個別相談等を通じて融資実行することにより創業支援を実施する。</p> <p>例年セミナー参加者は10名程度であるが、今回は水戸市や水戸商工会議所等の創業支援事業者の支援を得て実施することにより、参加者が倍増することが見込まれ年間20名の創業支援を目標とする。また、セミナー参加者に対して、フォロー・アドバイスを継続することにより、昨年度と同程度である2割（4名）について1年以内の創業実現を目指す。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 「創業支援セミナー」を年1回以上開催するとともに、受講後のフォロー相談を実施する。【既存・特定創業支援等事業】 内容については以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業に必要な手続きについて</li> <li>・創業計画書の策定方法について</li> <li>・新規開業のための融資制度について</li> <li>・企業運営に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓等に関する知識について</li> </ul> <p>なお、セミナーを1回以上受講し、かつ、受講後のフォローアップのための相談をレベルに応じ、相談窓口等で1か月以上にわたり4回以上継続的に受けた者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。創業後も事業の進捗状況を確認するとともに、必要に応じ経営等に係るアドバイスを行う。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー開催の際は、水戸市、水戸商工会議所等と連携しながら集客運営を行う。</li> <li>・開催場所は、日本政策金融公庫の会議室とし、カリキュラムの策定、専門家の確保等については支援事業者等と連携して行う。</li> <li>・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、事業終了後直ちに水戸市に提出する。</li> <li>・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。</li> </ul>
計画期間
<p>平成26年7月1日～平成34年3月31日 変更箇所については平成30年8月31日～平成34年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第2回認定日以降の申請が対象となる。</p>



**別表 2-11 (ビジネスプランコンテスト・セミナー・相談会)【既存・特定創業支援等事業】**  
市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (株式会社常陽銀行)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 株式会社 常陽銀行</p> <p>(2) 住所 水戸市南町 2-5-5</p> <p>(3) 代表者の氏名 取締役頭取 笹島 律夫</p> <p>(4) 連絡先 担当：地域協創部 小森谷 TEL：029-300-2961</p>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に潜在する革新的・創造的な事業プランの発掘等を目的として、当行では平成24年より毎年ビジネスプランコンテストを開催してきたが、今年度以降も継続して「めぶきビジネスアワード」を開催していく予定である。</li> <li>・昨年度は、637件(総数)の応募があり、うち創業予定者もしくは創業5年未満の事業者からの応募が76件あった。</li> <li>・また、本ビジネスアワードは表彰するだけではなく、事業計画の策定支援から、表彰、その後の事業化支援までの一貫した支援が特徴であり、これまでもセミナーや相談会をあわせて開催している(昨年度実績：セミナー参加者5868名、相談会参加者40名)。</li> </ul> <p>(年度目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスアワード応募(創業予定者もしくは創業5年未満の事業者からの応募)：90件、セミナー参加者：70名、相談会参加者：40名、創業者数：5名(相談会参加者数の1割程度)</li> </ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 下記の①から④を「常陽新事業創出支援パッケージ『絆』」と位置付け、事業を実施する。</p> <p>①事業計画策定セミナー【経営・財務】 ・事業計画の策定や創業関連の知識・ノウハウ等の習得を目的に、セミナーを開催</p> <p>②めぶきビジネスアワード【経営・販路開拓・財務】 ・ものづくり、アグリ、地方創生、創業分野など9つのテーマを設定し、地域に潜在する革新的・創造的な事業プランを募集し、表彰を行うビジネスコンテストを実施</p> <p>③個別相談会【経営・人材育成】 ・個別に、創業計画や創業関連の相談を行いたい事業者向けに、1対1で相談できる個別相談会を開催</p> <p>④個別の創業関連相談受付【財務・販路開拓・人材育成】 ・当行の創業相談窓口において、個別相談会開催後も継続的に創業関連の相談の受け付け</p> <p>&lt;特定創業支援等事業について&gt;</p> <p>①事業計画策定セミナー参加+②めぶきビジネスアワード応募+③個別相談会参加に加えて、その後継続して④個別の創業関連相談(1回以上)を受け、経営、財務、人材</p>

育成、販路開拓等に関する知識を習得した場合、「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

(2) 創業支援等事業の実施方法

①事業計画策定セミナー

- ・めぶきビジネスアワードの開催にあわせ、事前に水戸市において年1回開催
- ・外部講師等と連携して開催

②めぶきビジネスアワード

- ・募集期間は2ヶ月間で、HPや当行営業店、メディア等を通じて、案内・募集を実施
- ・外部審査員を交えて、一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション）を実施し、受賞者を選定
- ・受賞者に対しては、当行グループ会社等におけるコンサルティング、大学・研究機関との産学官連携、創業専用融資やファンド、クラウドファンディング等の資金支援を行い、事業化に向けたフォローを実施

③個別相談会

- ・めぶきビジネスアワードの開催にあわせ、複数回開催
- ・外部機関と連携して開催

④個別の創業関連相談受付

- ・常陽銀行本店の向かいの「くらしと事業の相談センター」内（水戸市）に開設している「創業相談窓口」にて、随時、創業関連の相談受付を実施
- ・外部専門家と連携して対応

<特定創業支援等事業について>

- ・市の広報紙やHPも活用するなど、市と連携した広報活動を行う。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、事業終了後速やかに水戸市に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
- ・事業の実績等情報共有を行い、必要に応じて継続的な支援を行う。

計画期間

平成29年5月19日 ～ 平成34年3月31日  
変更箇所については平成30年8月31日～平成34年3月31日  
※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第2回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-12 (創業セミナー)【新規・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (一般社団法人 茨城県女性起業家支援ネットワーク)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人 茨城県女性起業家支援ネットワーク (2) 住所 水戸市笠原町 1 1 8 9 番地 2 グリーンヒル西野 (3) 代表者の氏名 代表理事 松橋 裕子 (4) 連絡先 担当：高浜 ゆみえ TEL：029-350-8680
創業支援等事業の目標
水戸市内で起業予定の女性及び起業間もない女性起業家の創業期を対象に、スキルアップ・相談・ネットワーク構築などをサポートし、輝く女性起業家の社会的地位の向上や地域経済の発展を目的とする。 昨年度、実施した「はじめて学ぶ起業講座」では参加者 18 名のうち、11 名が創業したため、参加者を 23 名に増加し、8 割の 18 名の創業を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 全 12 コマ (1 コマ 2 時間) で開催する。開催期間は 9 月～2 月の 6 か月程度で実施。 <ul style="list-style-type: none"><li>・創業や経営に必要な考えた方等【経営・人材育成】</li><li>・具体的な行動計画の策定【財務】</li><li>・WEBツール等を活用した販売方法や顧客開拓方法【販路開拓】</li><li>・起業体験の実施</li><li>・ビジネスプランコンテストの実施</li><li>・先輩起業家との交流会</li></ul> なお、1 か月以上にわたり 4 回以上継続的に受け、経営、財務、人材育成、販路開拓等に関する知識を習得した者を「特定創業支援等事業」とする。創業後も事業の進捗状況を確認するとともに、必要に応じ経営等に係るアドバイスを行う。 (2) 創業支援等事業の実施方法 市内シェアオフィス等において開催し、市や各支援機関と連携した広報活動を行う。 <特定創業支援等事業について> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、事業終了後速やかに水戸市に提出する。</li><li>・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。</li><li>・事業の実績等情報共有を行い、必要に応じて継続的な支援を行う。</li></ul>
計画期間
平成 30 年 8 月 31 日～平成 34 年 3 月 31 日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第 2 回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 3-1 (起業家教育)【新規・創業機運醸成事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (一般社団法人茨城県中小企業診断士協会)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人 茨城県中小企業診断士協会 (2) 住所 茨城県石岡市国府1-2-5 (3) 代表者の氏名 会長 川又 昭宏 (4) 連絡先 TEL : 0299-56-4301
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"><li>・茨城大学において起業・創業論を受講する学生を対象に実施する。</li><li>・創業者の経験談やビジネスプランの作成等を行い、創業に関心を持ってもらう。</li><li>・年間受講生300人を目標とし、創業の普及を行う。</li><li>・受講生にアンケート調査を行い、創業に関心を持つ層が受講前に比べ50%以上を目指す。</li></ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <ul style="list-style-type: none"><li>・月に4回程度 (各1時間半~2時間、1コマ)、専門家の講義や起業家の体験談等の無料講義を実施する。</li><li>・講師として金融機関、創業経験者、中小企業診断士等をそろえ、機運の醸成を図る。</li><li>・会場は、茨城大学等で実施する。</li></ul> (2) 創業支援等事業の実施方法 <ul style="list-style-type: none"><li>・茨城大学等に会場を無償で提供してもらい、協力・実施する。</li><li>・会場準備等の事務手続き、カリキュラム策定、学生への周知、受講者の申込受付、講座当日の出欠等は大学が行う。</li><li>・非常勤講師等の専門家確保・推薦・派遣・連絡等に当協会が協力する。</li><li>・講師は内容により依頼する。</li><li>・希望があれば、必要に応じて、個別の相談や専門家の派遣等にも応じる。</li><li>・名簿の管理については、大学の協力のもと、個人情報保護法、及び中小企業診断士の倫理規定を遵守する。</li></ul>
計画期間
平成30年8月31日~平成34年3月31日